

別記第9号様式「被災宅地危険度判定士名簿記載事項変更届」記入上の注意

- 1 この変更届は、現に被災宅地危険度判定士として登録を受けており、登録時に届け出た事項に異動があった方が、移動の内容を登録都道府県知事に届け出る際に提出して下さい。
- 2 変更届の記入には、黒色のボールペン、万年筆、顔料系インクのサインペンを使用して書面一番上の太枠内の全ての事項及びこれ以外の太枠のうち変更を届け出る項目の枠内の全ての事項を、ていねいに記入して下さい。
- 3 変更届の提出の際に、届け出る内容によってそれぞれ定められた書類を添付又は提示していただくことがありますのでご注意下さい。以下の説明をご覧の上不明の点については、北海道建設部まちづくり局都市計画課(ダイヤルINTEL011-204-5563)までお問い合わせください。
- 4 変更届の一番上の太枠内には、現在有効な被災宅地危険度判定士の登録内容を記入してください。
「届出者氏名」欄及び「現在有効な登録」欄には、現在あなたが所持している「被災宅地危険度判定士登録証」に記載されている氏名、登録番号及び有効期限を記入してください。
生年月日は、' T (大正)、S (昭和)、H (平成)' のうち該当するものを○で囲み、年月日を記入して下さい。
- 5 変更の内容は、二番目以降の枠に記入してください。
なお、氏名、居住地、勤務先以外の項目について変更が生じた場合には、届出の必要はありません。
 - (1) 「氏名の変更」は、理由を問わず改名・改姓された場合に届け出てください。改姓改名には、用いている文字を変更した場合を含みます。
なお、氏名の変更の場合には、変更後の氏名の確認ができる書類(戸籍抄本等)の写し及び現在所持している「被災宅地危険度判定士登録証」を添付してください。
また、「被災宅地危険度判定士登録証」を再発行しますので、貼付用の写真(縦3cm×横2.5cm、無帽、無背景、正面、上半身、申請日前6ヶ月以内に撮影、写真裏面に氏名記載)を添付してください。
 - (2) 「居住地の変更」は、住民登録の有無に関係なく、現在あなたが日常生活の本拠としている住所(通常、生活の場としている、連絡の取ることができる所)、電話番号に変更があった場合に届け出てください。
また、現在所持している「被災宅地危険度判定士登録証」及び貼付用の写真(縦3cm×横2.5cm、無帽、無背景、正面、上半身、申請日前6ヶ月以内に撮影、写真裏面に氏名記載)を添付してください。
なお、「電話番号」は、最も確実に連絡が取れる番号を記入してください。
 - (3) 「勤務先の変更」は、あなたが勤務している会社等の名称、所属部局課名、その所在地の住所又は電話番号に変更があった場合に届け出てください。
なお、「電話番号」は、最も確実に連絡が取れる番号を記入してください。
 - (4) 「居住地の変更」又は「勤務先の変更」の場合で、変更先が北海道以外の都府県である場合には、異なる手続が必要になる場合がありますので、北海道建設部まちづくり局都市計画課(ダイヤルINTEL011-204-5563)までお問い合わせください。